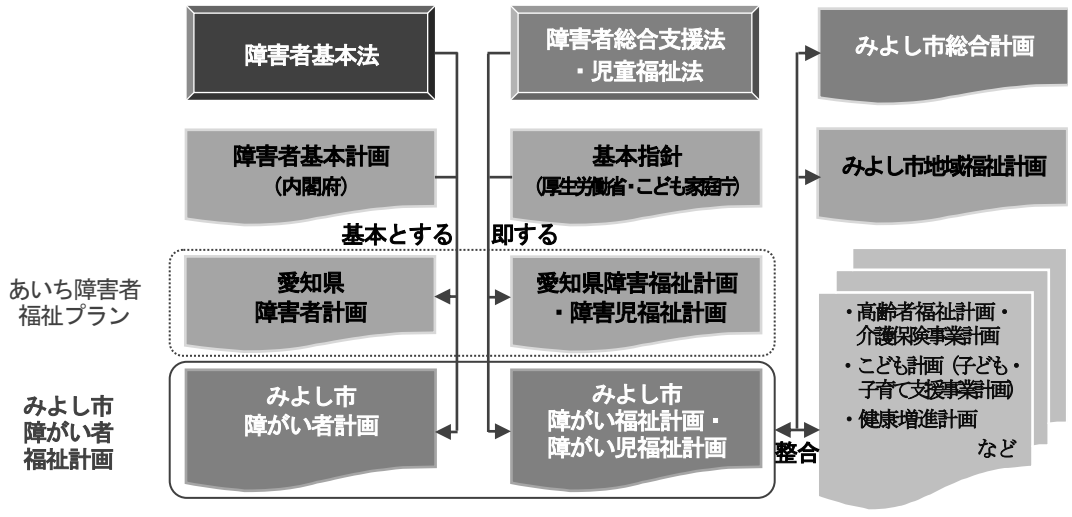
資料 No. 4

計画の概要

位置づけ

●法律により策定が義務づけられている「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を一体的に策定。

障がい者計画	・障害者基本法に基づき、国の障害者基本計画や愛知県の障害者計画を踏まえ、みよし市における障がい者施策の基本的な指針を示す計画 ・「みよし市総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」など、関連する計画と整合を図りつつ、策定
障がい福祉計画	・障害者総合支援法に基づき、国が示す「基本指針」を踏まえ、みよし市における障がい福祉サービス等の見込量とその確保策等を示す計画 ・「障がい者計画」の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、「地域福祉計画」をはじめ、みよし市の関連する計画との整合を図りつつ、策定
障がい児福祉計画	・児童福祉法に基づき、国が示す「基本指針」を踏まえ、みよし市における障がい児通所支援等の見込量とその確保策等を示す計画 ・「障がい者計画」の福祉サービス分野における実施計画としての性格を有し、「地域福祉計画」をはじめ、みよし市の関連する計画との整合を図りつつ、策定



対象者

●「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」における障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等で、障がいのある児童を含む。

※医療的ケアが必要な人や重症心身障がいのある人、強度行動障がいのある人、高次脳機能障がいのある人も対象となる。

期　間

●「障がい者計画」の期間は６年間（第５期計画は令和６年度～令和 11 年度）。

●「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、国の「基本指針」を踏まえて３年ごとに策定。

⇒今回は、令和９～11 年度を計画期間とする「第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画」を策定

<table>
<tr><th></th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th><th>令和10年度</th><th>令和11年度</th><th>令和12年度</th><th>令和13年度</th><th>令和14年度</th></tr>
<tr><td rowspan="9">国

愛知県

みよし市</td><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者基本計画（第４次）</td><td colspan="5">障害者基本計画（第５次）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td colspan="6">あいち障害者福祉プラン
（第４期障害者計画）</td><td colspan="6">あいち障害者福祉プラン
（第５期障害者計画）</td></tr>
<tr><td colspan="3">第６期障害福祉計画・
第２期障害児福祉計画</td><td colspan="3">第７期障害福祉計画・
第３期障害児福祉計画</td><td colspan="3">第８期障害福祉計画・
第４期障害児福祉計画</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="12"></td></tr>
<tr><td colspan="3">障がい者福祉計画
（第4期障がい者計画）</td><td colspan="6">障がい者福祉計画
（第５期障がい者計画）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">第６期障がい福祉計画・
第２期障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第７期障がい福祉計画・
第３期障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第８期障がい福祉計画・
第４期障がい児福祉計画</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="12"></td></tr>
</table>

計画策定の背景

国の動向（基本指針の告示（令和８年３月））

●基本的理念

①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④地域共生社会の実現に向けた取り組み
⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
⑥障がい者の社会参加を支える取組定着

●成果目標　＊下線は前期からの変更点

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

・施設入所から地域生活への移行者数

→　令和７年度末時点の施設入所者数の６%以上

・施設入所者数

→　令和７年度末時点の施設入所者数から５%以上削減

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築　※愛知県が設定

③福祉施設から一般就労への移行等《拡充》

・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

→　令和６年度実績の 1.31 倍以上（←1.28 倍以上）

※就労移行支援：1.14 倍以上、就労継続支援Ａ型：1.52 倍以上、
就労継続支援Ｂ型：1.67 倍以上

・就労移行支援事業利用終了者の一般就労率

→　就労移行支援事業所のうち、一般就労率が５割以上の事業所が全体の５割以上

・就労定着支援事業の利用者数

→　令和６年度実績の 1.47 倍以上（←1.41 倍以上）

・就労定着支援事業の就労定着率

→　就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所が全体の 25%以上

・就労選択支援事業所の設置

→　協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１カ所以上設置

・就労選択支援事業の利用者数

→　就労選択支援事業の利用者数を（全国で）82,000 人以上

④障がい児支援の提供体制の整備等《拡充》

・児童発達支援センターの地域のインクルージョン推進の中核としての機能等を確保
・地域においてインクルージョンを推進するための協議の場の設置
・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも１カ所以上確保
・医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置
・障がい児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保

⑤地域生活支援の充実

・地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討
・強度行動障がい者の状況や支援ニーズを把握し、支援体制を整備

⑥相談支援体制の充実・強化等《拡充》

・基幹相談支援センターを設置
・地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制の確保
・セルフプランに関する分析等を行い、のぞまないセルフプランを解消

※のぞまないセルフプランとは、身近な地域に相談支援事業者がない場合にやむを得ず作成されるセルフプランのこと

⑦障がい福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上《新設》
※愛知県が設定

⑧障がい福祉サービス等の質の向上に係る体制の構築

・サービスの質向上のための体制を構築

（参考）法整備の状況

令和７年	手話施策推進法制定・施行 高次脳機能障害者支援法制定　＊令和８年施行
令和８年	医療的ケア児支援法改正（「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改称）＊令和９年施行

市の動向（直近３年間の取り組み）

令和６年	・重層的支援体制整備事業 ・成年後見支援センター法人後見業務開始
令和７年	・障がい者福祉センター指定管理（株式会社ウォームス）
令和８年	・児童発達支援等利用者負担額無償化事業 ・医療的ケア在宅レスパイト事業

計画の基本的な考え方

基本理念

●第５期障がい者計画の基本理念と共通。

全ての市民が、障がいのある・なしに関わらず、
互いに人格と個性を尊重しあいながら共生する地域社会の実現

基本目標

●国の基本指針（基本的理念）に即し、基本目標を設定。

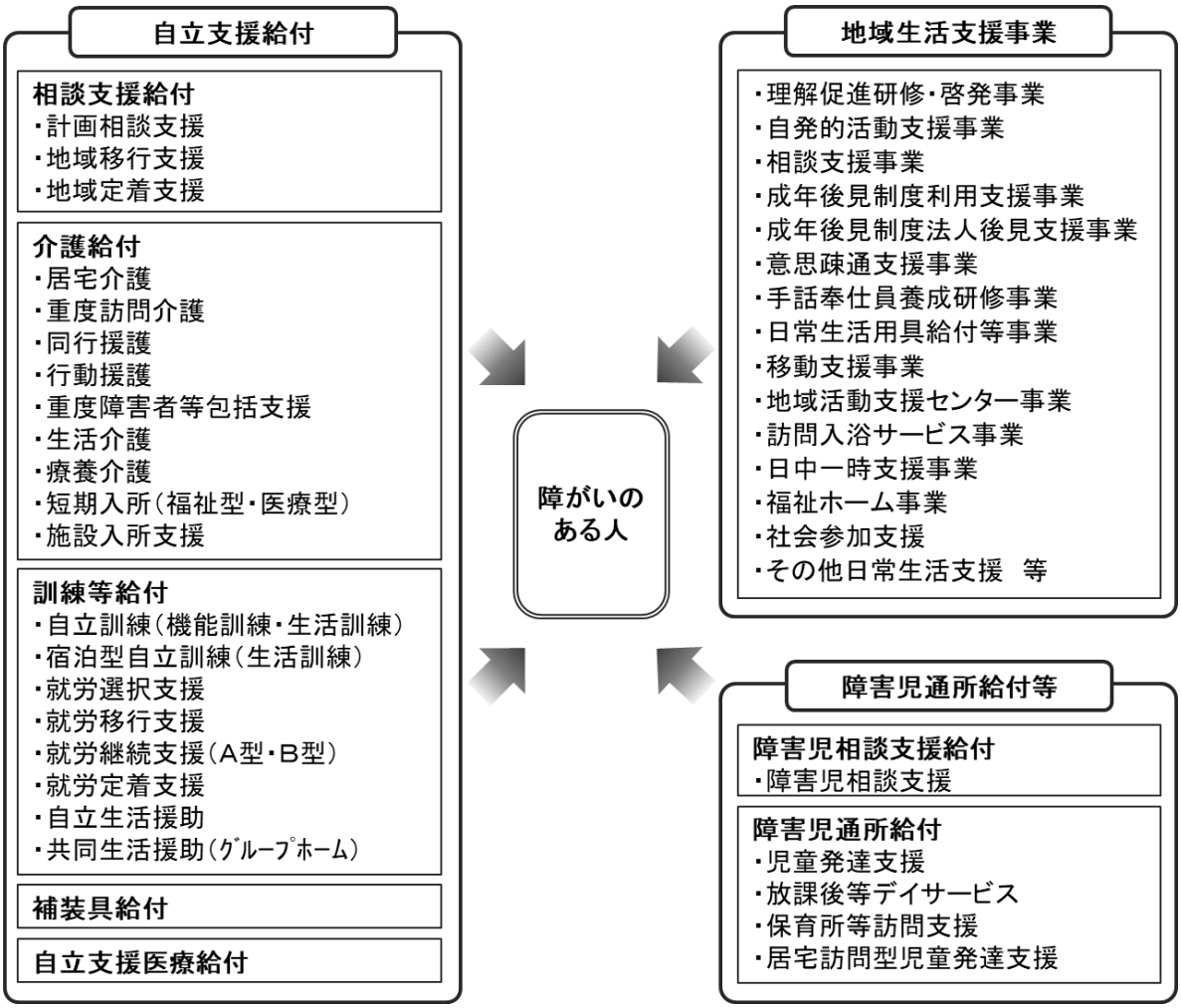
①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
②障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
④地域共生社会の実現に向けた取り組み
⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援
⑥障がい者の社会参加を支える取組定着

成果目標

●国の基本指針を踏まえ、次回、説明・審議。

※各サービスの見込量とその確保策なども合わせて、次回、説明・審議。

（参考）市町村障害福祉サービス等・障害児通所支援等の体系図



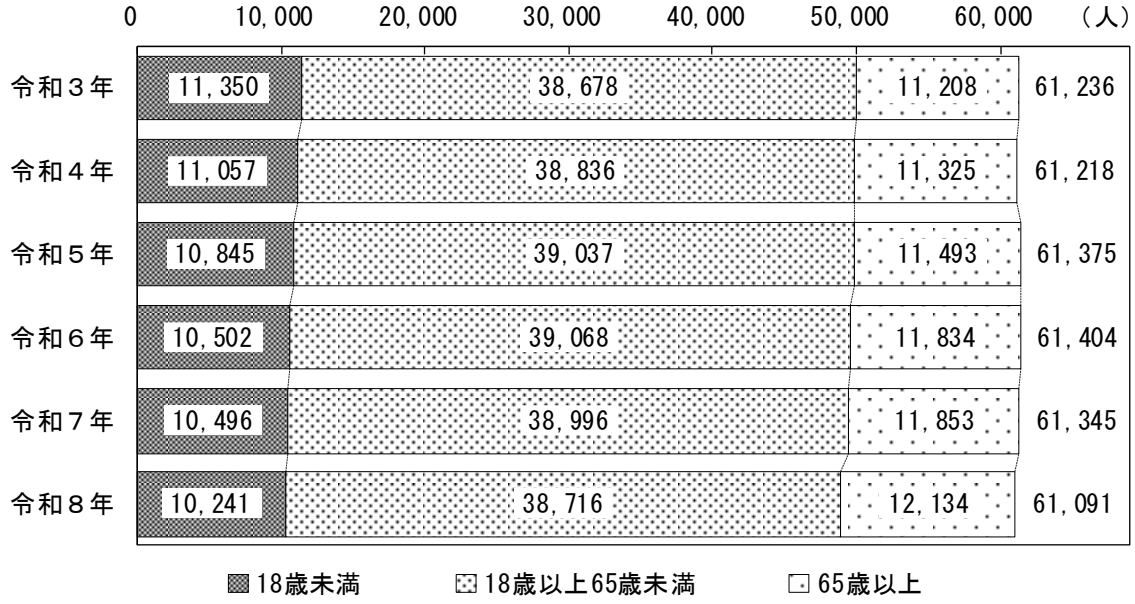
計画の策定に向けて

年　　月	内　　容
令和８年９月	**第１回障がい者福祉計画審議会** ・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（骨子案）について
令和８年 11 月	**第２回障がい者福祉計画審議会** ・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（素案）について
令和８年 12 月～ 令和９年１月	**愛知県への意見聴取** ・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（案）について
令和９年２月	**第３回障がい者福祉計画審議会** ・第８期障がい福祉計画・第４期障がい児福祉計画（最終案）について

障がいのある人の状況

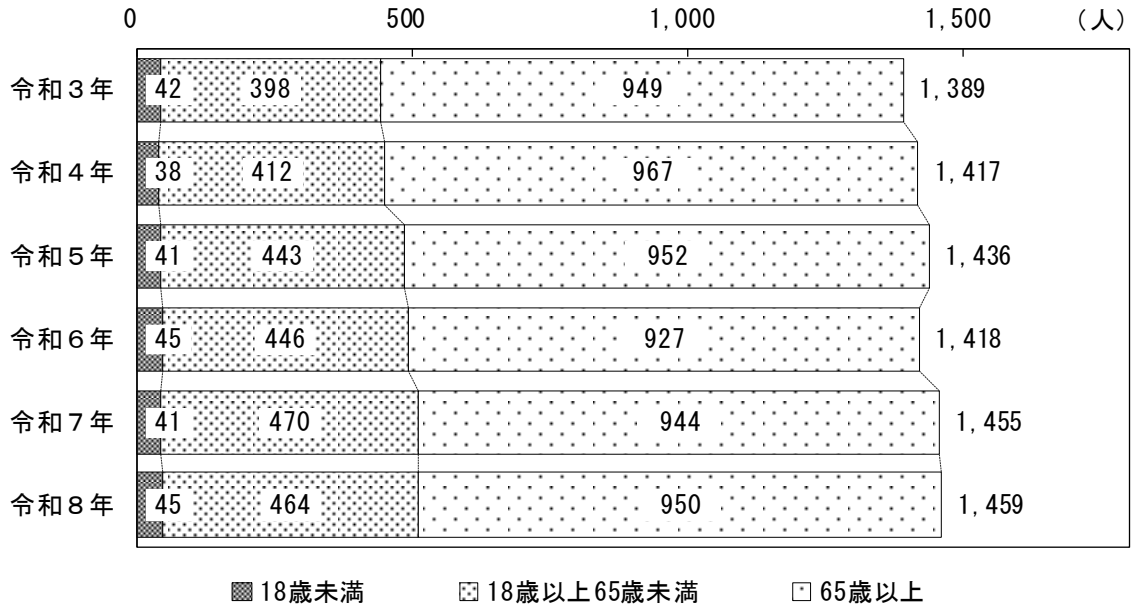
- みよし市の人口推移（各年４月１日現在）

・みよし市の人口は、令和６年をピークに減少に転じています。
・年齢別にみると、18 歳未満は減少が続き、65 歳以上は増加が続いています。



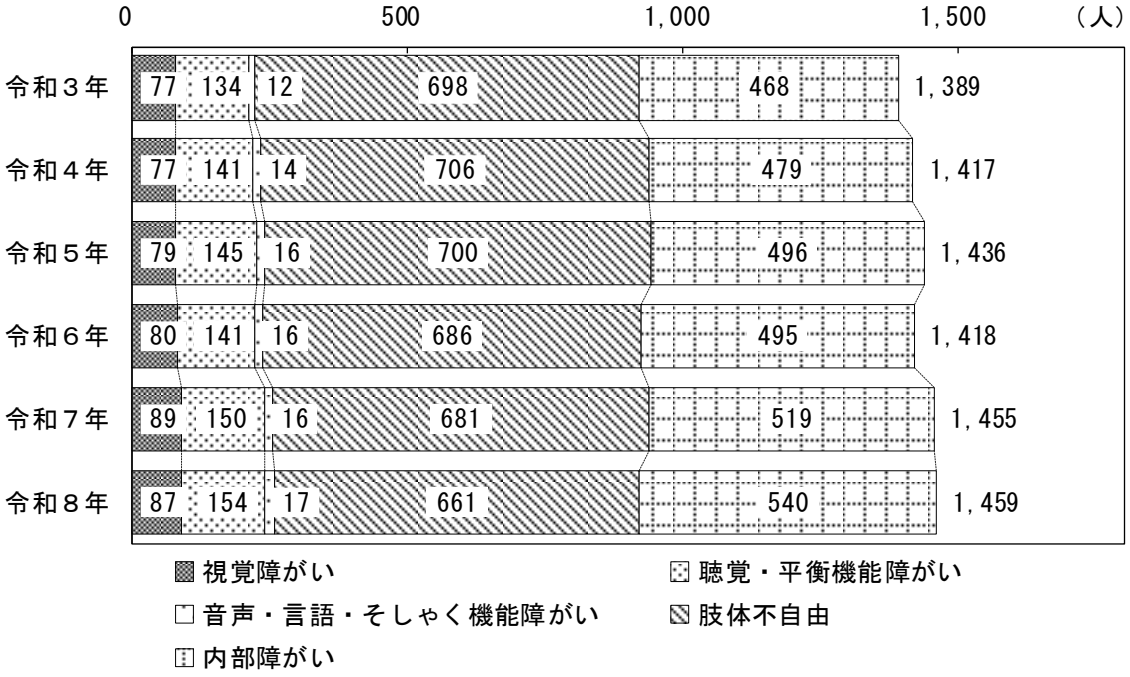
- 身体障がい者手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

・みよし市の身体障がい者手帳所持者数は、やや増加傾向にあります。
・年齢別にみると、特に 18 歳以上 65 歳未満が増加傾向にあります。



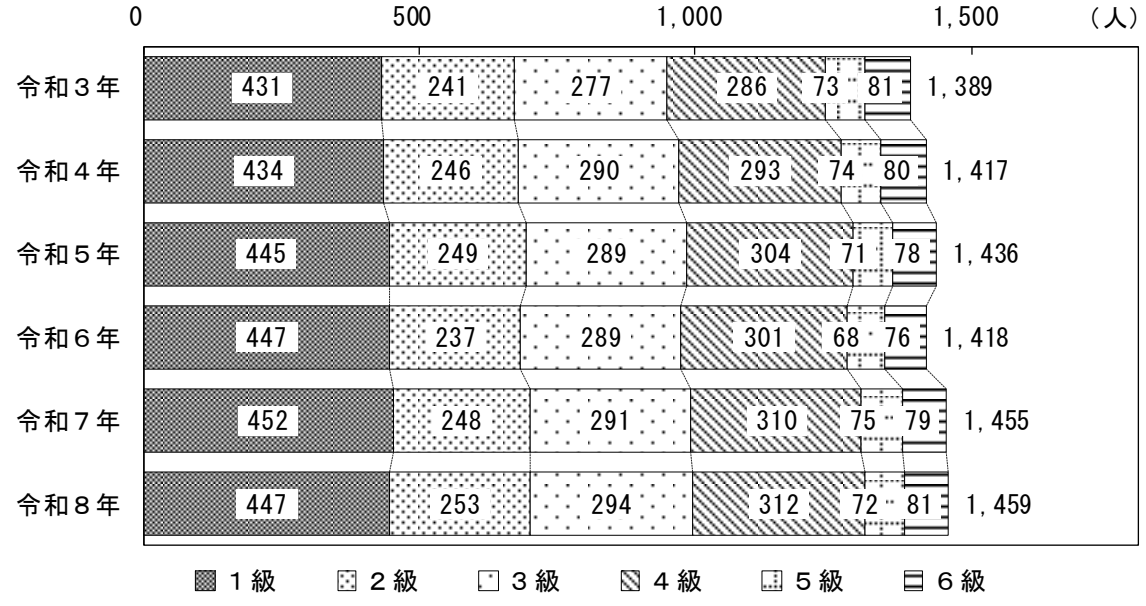
● 身体障がい者手帳所持者の障がいの種類別構成の推移（各年４月１日現在）

・障がいの等級別にみると、特に内部障がいが増加し、肢体不自由が減少しています。



● 身体障がい者手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）

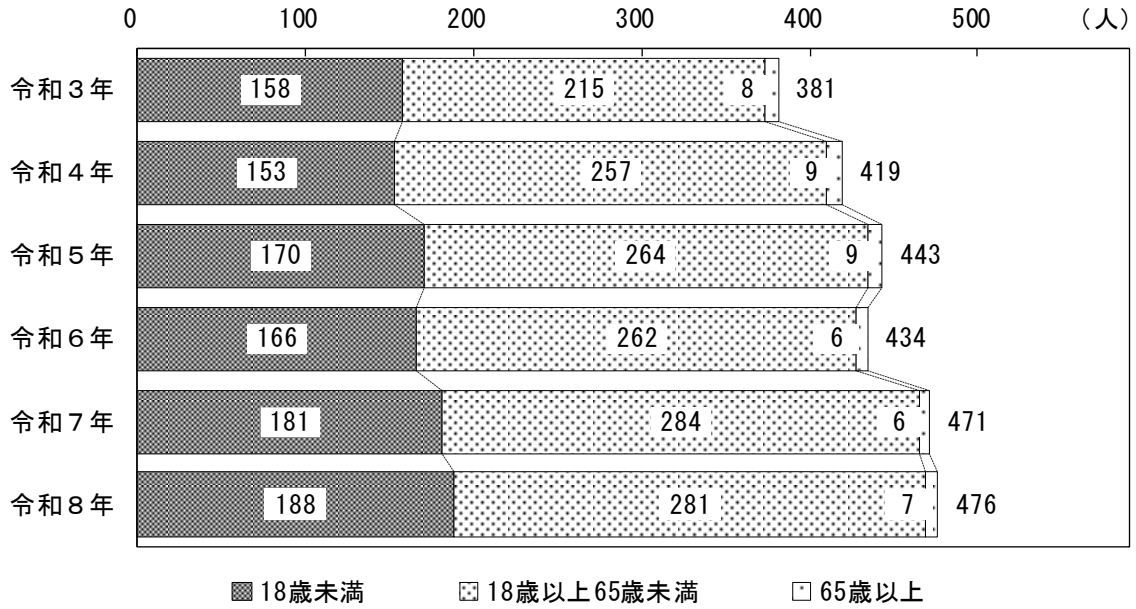
・障がいの等級別にみると、重度の１・２級はほぼ横ばいで推移しています。



● 療育手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

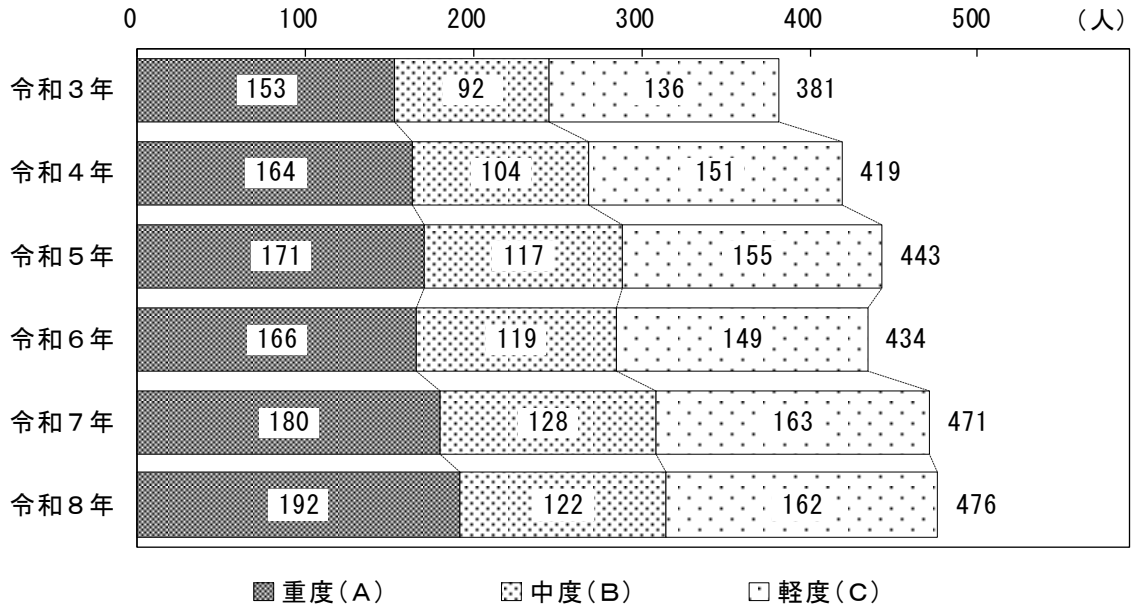
・みよし市の療育手帳所持者数は、増加傾向にあります。

・年齢別にみると、65 歳以上を除き、増加傾向にあります。



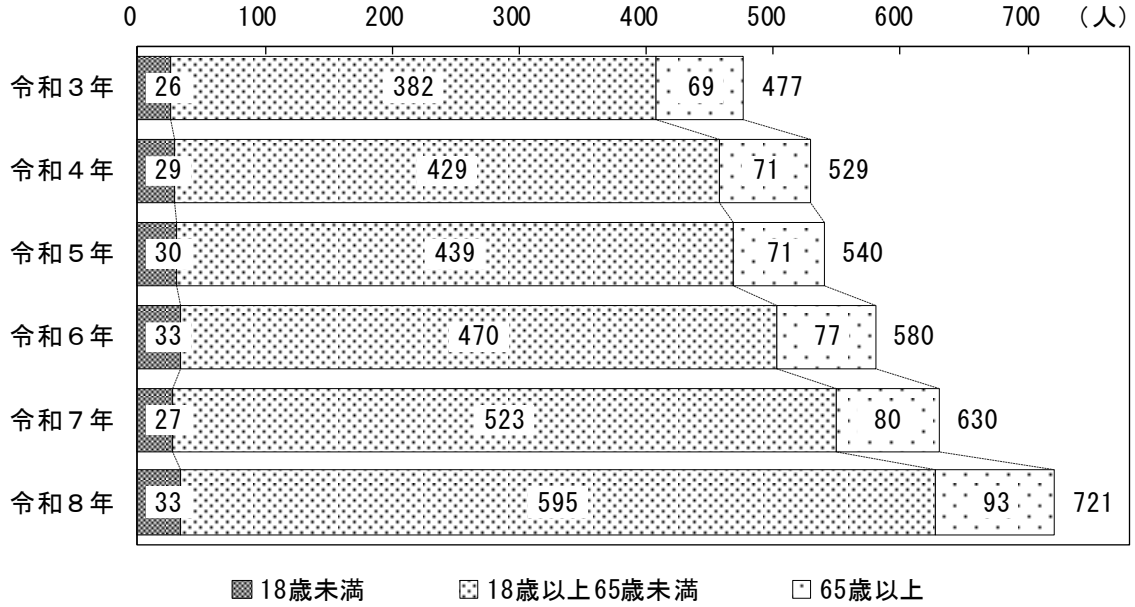
● 療育手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）

・障がいの等級別にみると、いずれも増加傾向にあります。



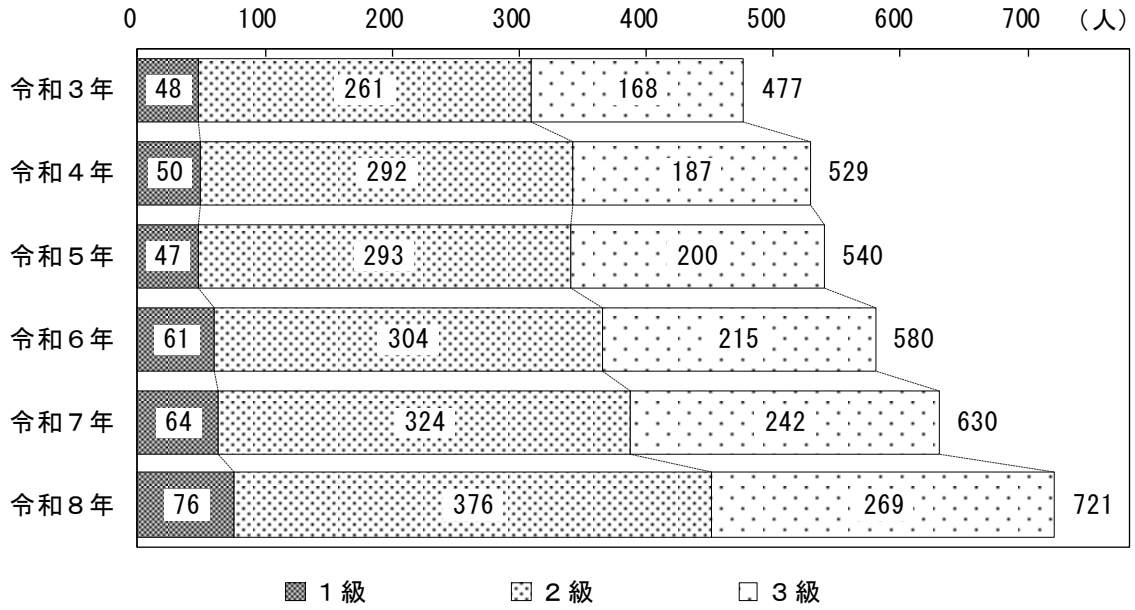
● 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（各年４月１日現在）

・みよし市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は、大きく増加しています。
・年齢別にみると、特に 18 歳以上 65 歳未満が大きく増加しています。



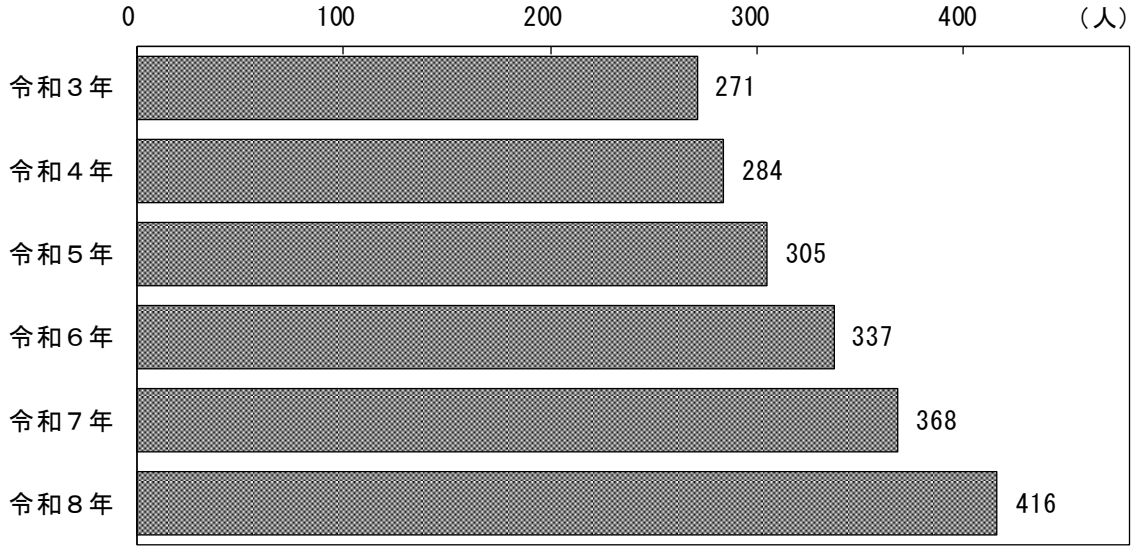
● 精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がいの等級別構成の推移（各年４月１日現在）

・障がいの等級別にみると、いずれも増加しています。



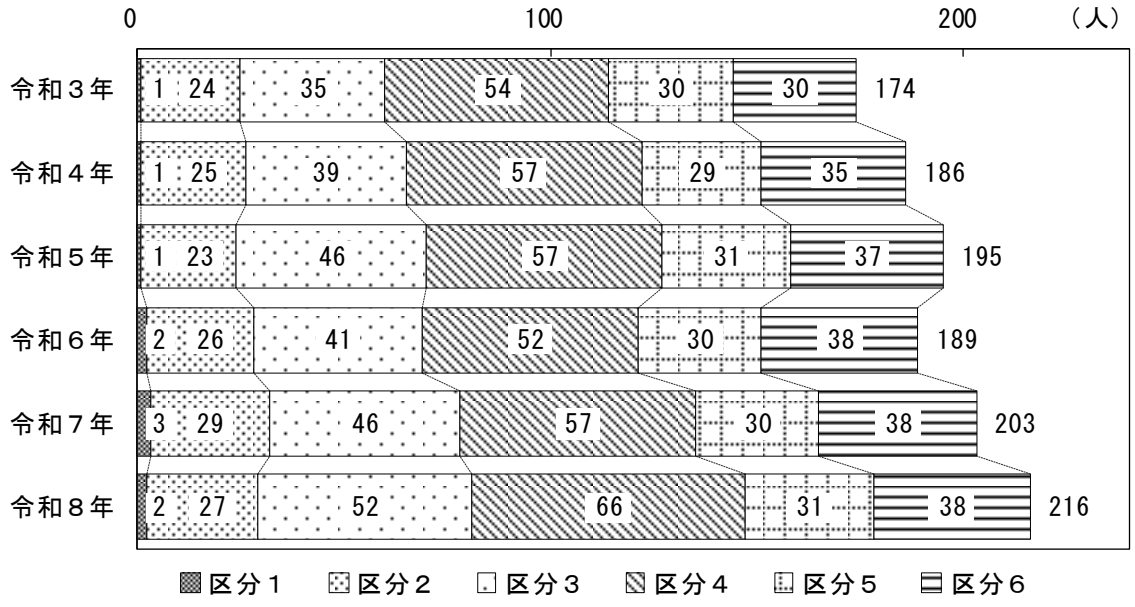
● 障がい福祉サービス支給決定者数の推移（各年４月１日現在）

・みよし市の障がい福祉サービス支給決定者数は、大きく増加しています。



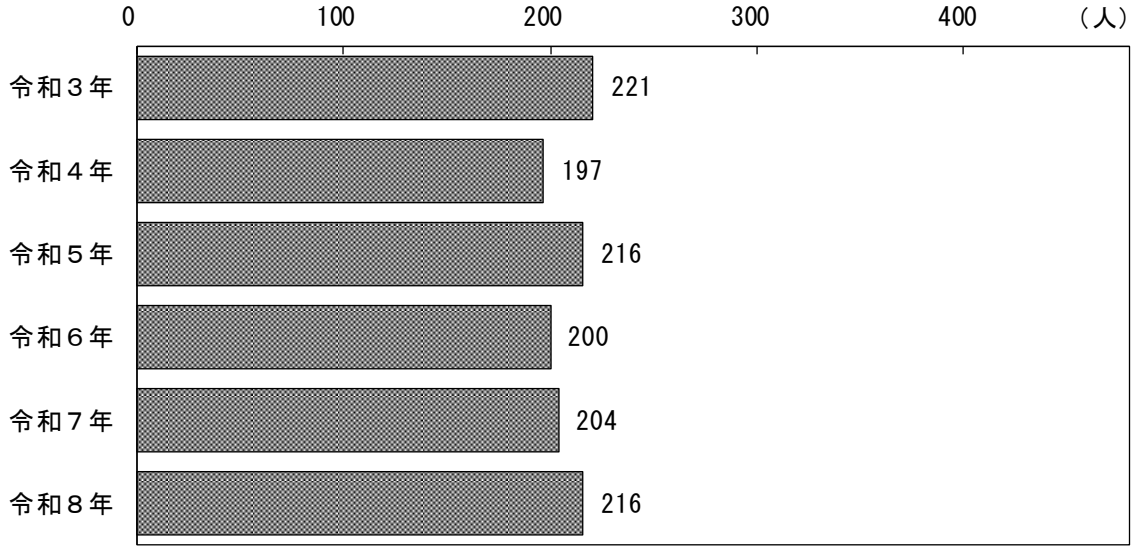
● 障がい支援区分認定者数の推移（各年４月１日現在）

・障がい福祉サービス支給決定者数のうち障がい支援区分認定者数も、増加傾向にあります。



● 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年４月１日現在）

・地域生活支援事業利用決定者数は、200 人前後で推移しています。



● 障がい児通所支援支給決定者数の推移（各年４月１日現在）

・障がい児通所支援支給決定者数は、大きく増加しています。

